

市の融資制度をご紹介します

問合せ

商工課・支所基盤産業課

☎35-3144

市では、中小企業向け、勤労者向けなど各種融資制度を設けています。資金使途の拡大や条件の緩和、限度額の引き上げなどによりさらにご利用しやすくなっています。

また、市内の景気低迷が長引いていることから、平成21年3月31日までに融資を受ける場合、借入れの日から3年間に支払った利子を市が全額補助する利子補給も行っていますので、ぜひご活用ください。

●中小企業などの経営者のみなさんへ

制度名	小口融資		中小企業経営安定特別資金融資
	小規模企業融資	特別小口融資	
対象者	市内で1年以上同一事業を営む店舗・工場・事業所で、従業員20人以下(商業・サービス業を営む場合は5人以下)の法人および個人	市内で1年以上同一事業を営む店舗・工場・事業所で、従業員20人以下の法人および個人	市内で1年以上事業を営む会社、または個人事業主の方で、取引先の倒産などにより経営に支障をきたしている場合や、最近3ヵ月間の売上額が前年同期比で5%以上減少している場合や直近の単年度決算で欠損を生じている、または最近3ヵ月間の売上総利益が前年同期比で5%以上減少している場合など経営に一定の支障をきたしている方
資金使途	運転資金、設備資金		
貸付限度額	1,250万円		
貸付期間	8年以内		8年以内(据置期間6ヵ月以内を含む)
担保	不要		必要に応じて担保提供
連帯保証人	特殊な事情がある場合を除いて法人代表者以外の連帯保証人は不要		
貸付利率(年利)	0.8%	1.1%	1.6%または1.9%
利子補給	借入れの日から3年間の利子を補給(21年3月31日までの融資が対象)		
保証料補給	保証料の1/2を市が補給		貸付額の1%を保証料補給

●勤労者および離職者向けのみなさんへ

制度名	勤労者生活安定資金融資	勤労者住宅資金融資	離職者生活安定資金融資
対象者	市内に1年以上在住している20歳以上の方で、同一の事業所に1年以上勤務している方	市内に1年以上在住している20歳以上の方で、同一の事業所に1年以上勤務している方	市内に1年以上在住している20歳以上の方で、事業主の都合により職を離れ、現在求職活動を行っている方
資金使途	医療費、冠婚葬祭費、教育費、通勤用自家用車購入費、簡易な家屋補修費、育児・介護休業中の生活資金など	市内に自ら居住するために新築、購入、増築、改築または改良する住宅資金および住宅用地取得資金	医療費、教育費、冠婚葬祭費、災害対策費、住居移転費、その他緊急に必要な生活資金など
貸付限度額	1勤労者につき200万円	1世帯につき1,500万円	1世帯につき50万円
貸付期間	5年以内 育児・介護休業中の融資については6年以内(据置期間1年以内)	20年以内	4年以内
担保	原則として不要	取扱金融機関の定めによる	原則として不要
連帯保証人	原則として不要	取扱金融機関の定めによる	
貸付利率(年利)	2.81%	2.66%	2.81%
利子補給	借入れの日から3年間の利子を補給(21年3月31日までの融資が対象)		
	※ただし、育児休業中の生活資金は、償還期間内の利子を全額補給	—	—
保証料補給	市が全額補給	取扱金融機関が全額負担	市が全額補給

※ご紹介の制度以外にも融資制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

2008.7.1